寛高衛生のひろば



Vol.5 2002年1月



牛海綿状脳症の検査体制の強化で

牛肉が安心して食べられます。

平成13年9月にわが国で初めて牛海綿状脳症(いわゆる「狂牛病」)に感染した牛が確認されました。 茨城県では、県内で飼われている牛すべての健康検査を実施し、異常がないことを確認しましたが、食肉 の安全を確保するため、牛海綿状脳症の検査体制を強化し、感染した牛の肉などが流通しないような体制を つくりました。

10月18日から県内3ヶ所の食肉衛生検査所で牛海綿状脳症の検査を開始し、検査結果については、毎日県のホームページで公表しています。

牛海綿状脳症(いわゆる「狂牛病」)について

うし かい めんじょうのうしょう

牛海綿状脳症(BSE)とは?

BSEは、1986年に英国で初めて報告された牛の病気です。BSEにかかった牛の脳の神経細胞は空泡化し、脳の組織が海綿状(スポンジ状)となることから、牛海綿状脳症と名付けられました。2~8年(通常2~5年)の潜伏期間の後、行動異常、運動失調などの神経症状を示し、発病後2週間から6ヶ月の経過を経て死に至ります。

BSEは、ウイルスより小さい感染因子であるプリオンと呼ばれるものが、その原因であるとされています。プリオンの主要な構成成分である異常プリオン蛋白質は、正常プリオン蛋白質が異常化したものです。BSEに感染した牛の脳、脊髄、リンパ組織等を含む飼料の摂取により経口感染するといわれています。

BSE Bovine Spongiform Encephalopathy の略 = 牛海綿状脳症

対応状況

茨城県では、食肉の安全を確保するため以下の取り組みを行っています。

- (1)県内で飼われているすべての牛を対象に健康検査を実施しました。その結果、BSEが疑われる牛 は発見されませんでした。
- (2)食肉処理場(と畜場)における食肉検査については、全ての牛を対象にBSEの検査を実施しています。

また、異常プリオン蛋白質が集まりやすいとされる「脳・脊髄・目・回腸遠位部 (小腸の一部)」は、安全を期するため検査に合格したものであっても、取り除いて出荷することにしています。

(3)BSEの発生防止のために、肥料・飼料製造業者に対する指導を徹底して行います。

これらの取り組みにより、安全と確認された牛のみが食用となることになりました。

Q & A

BSEの危険な部位はどこですか?

英国で実施されたBSE感染牛の材料のマウス等への接種試験で 牛からマウスへの感染が明らかとなった、脳、脊髄、眼及び回腸 遠位部以外の部分からの感染は認められていません。





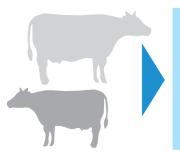
なぜ、牛肉や牛乳は食べても安全なのですか?

家畜衛生の国際機関である国際獣疫事務局(OIE)によれば、BSE低発生国又は地域からの生鮮肉及び肉製品輸入に際しては、6ヶ月齢以上の牛に由来する脳、眼、脊髄、回腸遠位部を含んでいないこととされています。

一方、輸入規制をすべきでないとされる品目として、乳及び乳製品、精液、タンパク質を含まない牛脂、タンパク質や脂肪を含まない第2リン酸カルシウム、皮革、皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンが定められています。

したがって、通常食されていない脳、脊髄、目といったものは別として、一般に食べられているこれらの部位を含まない食肉や牛乳・乳製品は食べても安全であるといわれています。

検査の流れ



食肉検査(従来)

特定危険部位を切除 脳・脊髄・目・回腸末端(小腸の一部)

BSE**の検査**

合格

食肉として流通

不合格

流通禁止



家畜伝染病予防法 による焼却処分

検査部位採取

脳から延髄を採取



育 髄 回腸遠位部 小腸40mのうち 最後の2m程度 焼却処分

検体破砕 (ホモジナイズ)



前処理(抽出)



異常プリオン検出 (エライザ法)



結果判定



陽性 (異常プリオンが検 出された場合)

合格

噩



国の検査機関へ 検体送付



最終判定



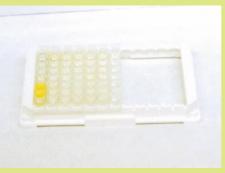
サンプルの計量



エライザ法 前処理



検体破砕(ホモジナイズ)



エライザ法 結果判定

情報を提供しています

間食肉の処理や検査については

県保健福祉部生活衛生課 ☎029(301)3418

県北食肉衛生検査所 ☎029(241)4527

県南食肉衛生検査所 ☎0298(22)0740

県西食肉衛生検査所 ☎0296(22)7766

間牛海綿状脳症については

県北家畜保健衛生所 ☎029(225)3241

鹿行家畜保健衛生所 四0291(33)4123(代)

県南家畜保健衛生所 ☎0298(22)8518(代)

県西家畜保健衛生所 ☎0296(52)0345

間消費者の相談については

県消費生活センター **2**029(224)4722 または最寄りの県保健所まで

□ 牛海綿状脳症や助成・融資(生産農家など)については

県農林水産部畜産課 ☎029(301)3982・3988

問融資(中小企業など)については

県商工労働部商工政策課 ☎029(301)3530

問 茨城県牛海綿状脳症対策本部 ☎ 029(301)3988

県ホームページhttp://www.pref.ibaraki.jp

食品衛生のひろば Vol.5 (2002.1月)

茨城県保健福祉部生活衛生課

茨城県水戸市笠原町978番6 Tel. 029-301-3424

